



消防団協力事業所表示制度

スタート!!

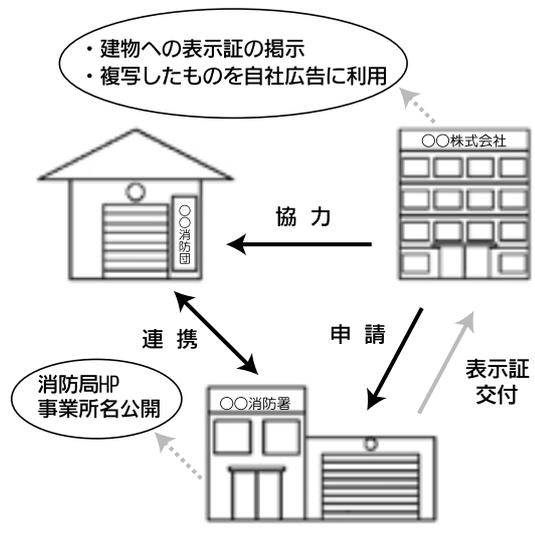
平成20年4月1日より、松前町消防団協力事業所表示制度が始まります。この制度は、消防団と事業所の協力体制を促進するため、消防団に協力している事業所に対し、社会貢献の証として表示証を交付する制度です。表示証の交付を受けられる事業所は、松前町消防団協力事業所表示制度実施要綱に基づき、次のいずれかに該当する事業所となります。(消防関係法令に違反している事業所などは交付されない場合があります)

- ① 従業員が消防団員として、入団している事業所
 - ② 従業員の消防団活動について、積極的に配慮している事業所
 - ③ 災害時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど、努力をしている事業所
 - ④ 消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所
- 「消防団協力事業所」として認定されることにより、事業所のイメージアップにつながり、住民、顧客などから「社会貢献している事業所」として認識され、信頼性の向上につながります。
- ぜひ、多くの事業所のご協力をお願いします。



※ 松前町消防団協力事業所表示制度実施要綱につきましては、松前町ホームページ内で閲覧できます。

要綱、申請についての詳しいお問い合わせについては、松前消防署(警防担当) ☎984-3404 までご連絡ください。



● 女性消防団の「ちょっといい話」 ● <第20回>

春は旅立ちの季節

A : ああ、卒業式シーズンやねえ。うちは娘が中学卒業なんよ。Bさんとこは？

B : うちは息子が大学卒業よ。Cさんとこも同い年やったわいね。

C : ほうなんよ。今、引越しの準備で大忙しよ。子どもの成長は親として嬉しい限りなんやけど、離れて生活するようになるといういろいろ心配ごとも増えらい。大地震もいつ起こるかかわらんし、いざというとき近くにおらんとどうしようもないけんね。

A : うんうん。地震はいつ起こるかかわらんけん、家族と一度よ〜に話し合ってお互いの安否確認ができるようにしておかないかんねえ。急に連絡せないかん状況になっても、電話はつながらんやろうし…。

B : そうそう、落ち合う場所をきめておくとか、誰が

どこへ迎えに行くとか、この機会に家族の行動をみんなが把握して緊急時に臨機応変に対応できるようにしておかないかんねえ。

C : 離れとる家族との連絡もつづくようにせんとね。携帯電話はつながらんから、「災害伝言ダイヤル171」の使用法を確認しとかないかんね。

A : あと、大規模災害発生時に携帯電話から登録できる「災害用伝言板」。毎月1日が災害用伝言板の体験デーになつとるけん、体験して、いざというときにスムーズに書き込みができるようにしとかないかんね。

A B C : この季節は卒業や就職などで家族に大きな変化が訪れている方も多いと思いますが、これを機会に災害への心構えも新たにして、家族みんなが安心して暮せるようにしましょう。